

大阪いらっしゃいキャンペーン2021

クーポン加盟店舗向け募集要項兼利用規約

(令和4年1月4日 第六稿)

1 事業目的

大阪府域へ来訪・周遊する旅行者の観光消費の喚起、並びに旅行機運の釀成を図ることで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受ける大阪府内の観光関連事業者への支援とする。

2 キャンペーンの概要

(1) 事業名称

大阪いらっしゃいキャンペーン2021

(2) 事業内容

①宿泊付きプラン

大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県のいずれかの府県内に事業所を有する旅行事業者が取扱う受注型企画旅行、募集型企画旅行、手配旅行で宿泊を伴うプランを利用又は大阪府内宿泊事業者が提供するプランを利用する大阪府民、京都府民、兵庫県民、奈良県民、和歌山県民に対し、旅行期間内限定かつ本キャンペーンに参画する大阪府内のクーポン加盟店舗（以下、「加盟店舗」という。）でのみ利用可能なクーポン券（※）であるキャッシュレスポイント（おおさかPAY）を還元する。

※旅行（宿泊）代金に応じてクーポン金額は変動

②日帰り周遊プラン

大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県のいずれかの府県内に事業所を有する旅行事業者が造成する受注型企画旅行、募集型企画旅行を利用する大阪府民、京都府民、兵庫県民、奈良県民、和歌山県民又は大阪府内宿泊事業者が提供する日帰りプランを利用する大阪府民、京都府民、兵庫県民、奈良県民、和歌山県民に対し、旅行期間内限定かつ加盟店舗でのみ利用可能なクーポン券（※）であるキャッシュレスポイント（おおさかPAY）を還元する。

※旅行（利用）代金に応じてクーポン金額は変動

(3) 実施期間

※実施期間中でも事業予算額に達した際は終了とする。

①宿泊付きプラン

令和3年11月24日(水)から令和4年2月28日(月)宿泊分(予定)までを対象とする。

②日帰り周遊プラン

令和3年11月24日(水)から令和4年2月28日(月)帰着の旅行(予定)を対象とする。

※新型コロナウイルス感染症拡大等に伴う外出自粛の命令等があった場合、事業の中止や期間の変更を行う場合があり、それに伴う一切の費用は事業者の負担となることに同意のうえ参画すること。

(4) 対象者

対象者は下記①②をいずれも満たすことを条件とする

- ① 大阪府民、京都府民、兵庫県民、奈良県民、和歌山県民
- ② ワクチン接種歴又はPCR検査等（※）で陰性で有ることが確認できた方

※PCR検査の他、抗原定量検査を推奨

※詳細については、本キャンペーンサイトの「キャンペーンにおけるワクチン接種歴等の確認について」を参照

<https://osakairasshai.start.osaka-info.jp/>

3 おおさか PAY とは

regionPAY（※）のアプリを活用し、旅行期間内（宿泊プランの場合はチェックイン日からチェックアウト日までの期間）に加盟店舗でのみで使える決済ポイント。

※ 各自治体の消費活動に寄与できる独自ポイントを付与・使用するために開発された決済アプリ。

4 加盟店舗の参加資格

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受ける大阪府内の観光関連事業者（詳細は下記（1）および（2）を参照）

(1) 該当する事業者

下記①に該当する事業者は大阪府発行の「ゴールドステッカー」の認証店であること

下記②～⑭に該当する事業者は大阪府発行の「ブルーステッカー」の取得店であること

業種	例示
①飲食店	レストラン、喫茶、ファストフード、居酒屋、フードコートなど
②小売店	道の駅、サービスエリア売店、土産物店、弁当屋、フードデリバリー、持ち帰り専門店等 ※イートインが併設の場合、「クーポン利用を持ち帰りに限る」
③鉄道・バス	鉄道、路線バス、空港リムジンバス等
④海上運送	観光船、遊覧船等
⑤航空運送	遊覧飛行等
⑥レンタカー	レンタカーなど
⑦観光施設	テーマパーク、遊園地、動物園、温泉施設、水族館、観光農園、キャンプ場等
⑧体験型アクティビティ	乗馬、陶芸体験、アスレチック、カヌー、カヤック、パラグライダー、レンタサイクル等
⑨スポーツ観戦	野球、サッカー、ラグビー等
⑩劇場、観覧場、映画館、演劇場	伝統芸能公演等
⑪文化施設	美術館、博物館
⑫タクシー	タクシー、ハイヤー等
⑬旅館・ホテル・旅行事業者 ※	宿泊施設におけるオプショナルツアーやアクティビティ、追加飲み物代等

⑯その他	
------	--

※クーポン付与または割引対象となっている旅行代金および宿泊代金自体に関する支払いは除く

(2) 次に掲げる事業者は対象外とする。

① 日常使いとなりえる業態の店舗

(コンビニ、スーパー、遊興施設、物流、フィットネス、スポーツ場、薬局、アパレル販売、駐車場など)

② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の許可・届出の対象となる営業を営む店舗

(キャバレー、キャバクラ、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、パブ、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス等)

③ 国及び地方公共団体が直接管理・運営する施設

④ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている業者

⑤ 次項「5 おおさか PAY の使用対象とならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う事業者

⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員として又は実質的に経営に関与している事業者

⑦ 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用している事業者

⑧ 暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益の供与を行っている事業者

⑨ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる事業者

⑩ その他、本事業の目的に照らして、不適当と事務局が判断する事業者

※ただし、主として観光客を対象に営業する施設であり、事務局による事前の承諾を受けた場合は、対象事業者とすることができます。

5 おおさか PAY の使用対象とならないもの

新型コロナウィルス感染症の感染拡大の影響を受ける大阪府内の観光関連事業者への支援という制度趣旨に鑑み、以下の商品・サービス等については おおさか PAY の使用対象としない。

(1) 出資や税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気・ガス・水道・電話料金等債務の支払い

(2) 有価証券、金券、その他商品券（ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード）等の換金性の高いものの購入

(3) 土地・家屋購入、家賃、地代、駐車料等の不動産に関わる支払い

(4) 現金との換金、金融機関への預け入れ

(5) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）

第 2 条に規定する営業に係る支払い

(6) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

(7) クーポン付与または割引対象となっている旅行代金および宿泊代金自体に関する支払い

(8) クーポンを利用するサービス等が大阪府内で完結しないもの

(9) その他、事務局がおおさか PAY の使用対象として適当と認めないもの

6 加盟店舗の責務

- (1) 事務局が別途提供する加盟店舗マニュアルに基づき、おおさか PAY と引き換えに商品・サービス等の提供を行う。その他必要な事務局の指示を遵守すること。
- (2) 認証後にお渡しする加盟店の決済用 POP・キャンペーンステッカー等を消費者に分かりやすく、見やすい場所に掲示すること。
- (3) 取引においておおさか PAY での決済を拒否しないこと。
なお、利用者のクーポン残高不足時の際はクーポンと現金合算にて対応を行うこと。但し、クーポン加盟店側の事情によりその対応が取れない場合は、予め書面等で利用者に明示することにより、断ることも可とする。
- (4) 決済時においては、店舗が QR コードを掲示する方式（MPM 方式）※1 及び利用者が QR コードを提示する方式（CPM 方式）※2 双方での決済対応を原則とする。
- ・ MPM 方式による決済：事務局から店舗ごとに付与する店舗用 QR コードを店内掲示し、利用者が読み取りを行う。
 - ・ CPM 方式による決済：店舗側のデバイスで、利用者が提示する QR コードの読み取りを行う。
店舗側において、通信可能かつ iOS または Android OS 及びカメラ機能が有効なもの（スマートフォンやタブレットなど）を準備すること。
- ※利用者の利便性向上の観点から、加盟店舗側においては、MPM 及び CPM 双方の決済対応を原則とするが、やむを得ない場合には MPM 方式のみの対応も可とする。

※1 MPM 方式・・・店舗：QR 掲示／利用者：QR 読取



※2 CPM 方式・・・利用者：QR 提示／店舗：QR 読取



- (5) おおさか PAY にて購入の商品の返品および返金は原則不可とする。
- (6) おおさか PAY を用いた取引を行う場合は、不正利用防止の観点から、善良な管理者の注意義務をもって必ず確認すること。
- (7) おおさか PAY での決済方法含め、当事業に従事する従業員に加盟店舗向けマニュアルに記載の内容を周知すること。
- (8) 加盟店登録の取り下げをおこなう場合は、取り扱いを中止する 1 週間前までに事務局へその旨を

申し出ること。

- (9) キャンペーン終了後、事務局よりアンケートへの協力依頼がある際はそれに応じること。
- (10) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること。また、業種別ガイドラインが定められていない分野については、類似する業種別ガイドラインを選び準拠すること。
(内閣官房 業種ごとガイドライン一覧)
<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20210909>

7 換金手続き

- (1) 利用者の決済情報は、加盟店舗登録後にお渡しする ID・PW を用いて、管理画面にて確認可能。
- (2) 振込みについては後日送付の加盟店舗マニュアルに記載のスケジュール(概ね 1 ヶ月に 2 回)を目安に、ご申請頂く口座へ振込み実施。
- (3) 決済手数料、換金手数料等は一切発生しない。

8 加盟申請手順

- (1) 本キャンペーンサイトより、加盟店舗登録ページへアクセス。
(URL : <https://osakairasshi.start.osaka-info.jp/jigousya/>)
- (2) 募集要項兼利用規約へ同意のうえ、エントリーフォームへ必要事項を入力し申請。
- (3) 事務局にて申請内容を審査し、加盟店舗として承認された後にメールにて通知する。
- (4) 令和 3 年 10 月 8 日（金）から登録開始。
※Web サイトにて申込が出来ない場合は、コールセンターに連絡。

9 不正利用等

本キャンペーンにおいては、一切の不正な行為は許されない。万一不正利用を行った場合、加盟店舗からの登録取消および法的措置の対象とする。

- (1) 偽って対象施設として登録すること。
- (2) おおかか PAY の不正利用（自己取引・架空取引等）を行うこと。
- (3) 証欺等の犯罪に結びつく行為。
- (4) その他、当事務局が不適当と判断した行為。

10 その他

- (1) 本募集要項兼利用規約に記載のない事項若しくは定めのない事項に関しては、事務局がその対応を決定する。
- (2) 加盟店舗の情報（店舗名称、所在地、電話番号等）は、本キャンペーンサイトで広報を行う。
- (3) 国や大阪府・大阪市の方針等によって、内容が変更される可能性がある。
- (4) 加盟申請の際に取得した個人情報については、下記以外の目的では使用しない。
①本事業に関すること

- ②今後、大阪府・大阪市が同種の事業（消費喚起、観光産業活性化）を検討または実施する場合の情報提供
- ③大阪観光局が実施する観光事業のご案内（賛助会員・コロナリカバリーキャンペーン）

11 問い合わせ先

大阪いらっしゃいキャンペーン2021事務局 コールセンター

TEL：06-7167-6929

（受付時間：（月～金）10時～18時 土日祝日は休業）